

In depth

A look at current financial reporting issues



No. US2017-02
February 2, 2017

公正価値測定の基準の技術的修正

FASBが評価に関する用語の明確化および開示の修正を行う

目次

| | |
|-------------|---|
| 主な規定..... | 1 |
| 次のステップ..... | 2 |

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) が最近公表した技術的修正は、公正価値測定の基準で使用される「評価技法 (valuation technique)」および「評価アプローチ (valuation approach)」という用語の意味を明確化しました。また、関連する開示要求を修正し、これは大半の企業について 2017 年第 1 四半期から適用となります。企業は、この技術的修正を踏まえた上で開示を再検討しなければなりません。

主な規定

.1 2016 年 12 月、FASB は、公正価値測定の基準¹で用いられる「評価技法」および「評価アプローチ」という用語の意味を明確化する技術的修正²を公表しました。公正価値測定の基準では、これらの用語は区別せずに用いられることが多くなっています。しかし、これらは異なる意味を持つよう意図された用語です。また、この技術的修正は、評価アプローチおよび評価技法の変更に関連する開示要求についても明確化しています。

.2 公正価値測定の基準は、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチの3つの評価アプローチを規定しています。公正価値測定の基準では「評価技法」を定義していませんが、設例を提供しています。新しいガイダンスは、評価技法が評価アプローチよりも精度が高いと指摘した上で、評価技法は特定の評価アプローチと首尾一貫して適用されると説明しています。例えば、マトリックス・プライシングは、マーケット・アプローチに含まれる技法であり、ブラック＝ショールズ＝マーティン算式はインカム・アプローチに含まれる技法です。本ガイダンスは、それらの技法や他の技法にも言及していますが、完全なリストは提供していません。ある例では、単一の金融商品またはあるクラスの金融商品の評価において、複数の評価アプローチおよび(または)評価技法が使用されています。

.3 用語の明確化に併せて、今回の技術的修正では、評価技法または評価アプローチの変更に関連する開示要求が修正されました。企業は現在、(個々の金融商品ごとではなく)各クラスの金融商品について、評価アプローチまたは評価技法のいずれか(または両方)の変更を開示することが要求されています。これは、公正価値ヒエラルキーのレベル 2 およびレベル 3 に区分される金融商品の経常的および非経常的な測定の両方に適用されます。

¹ 会計基準コード化体系 (ASC) 820「公正価値測定」

² 会計基準アップデート (ASU) No. 2016-19「技術的修正及び改善」

.4 評価技法は、首尾一貫して適用する必要があります。公正価値測定の基準は、「評価技法の変更により、その状況での公正価値を同程度またはそれ以上によく表す測定となる場合」には、評価技法の変更が適切である、と述べています。公正価値測定の基準は、評価技法の変更が正当化される場合の例として、(1)新しい市場が発達する、(2)新しい情報が利用可能となる、(3)これまで使用していた情報が利用できなくなる、(4)評価技法が向上する、または(5)市場の状況が変化することなどを示しています。

.5 企業は現在、公正価値ヒエラルキーのレベル2およびレベル3に区分される金融商品のクラスの評価に用いた評価アプローチおよび評価技法を開示することを要求されています。一部のケースでは、企業の評価方針により、市場の状況および観察可能な市場情報の使用を最大限にするデータの入手可能性に応じて、複数の評価技法または評価アプローチの選択、あるいは複数の評価アプローチおよび(または)評価技法の使用が容認される可能性があります。例えば、自社が保有している証券(またはそれに類似する証券)の最近の売却価格を観察している場合、企業は評価の基礎として当該売却価格を使用する可能性があります(マーケット・アプローチ)。しかし、最近の取引がない場合には、企業は、割引キャッシュ・フロー分析の使用を選択する可能性があります(インカム・アプローチ)。

.6 修正されたガイダンスの下では、企業は、開示を行うのを、測定日における各クラスの金融商品に関する評価方針に何らかの変更があった場合のみに限定することができます。企業は、評価アプローチ/評価技法が開示されている方針と整合的である場合には、測定日に用いられる実際の評価アプローチまたは評価技法の変更を開示する必要はありません。上記の paragraph 5 の例において、評価アプローチ/評価技法の両方が評価に関する方針に盛り込まれ、開示されている場合には、評価アプローチ/評価技法の変更の開示は要求されません。企業は、この技術的修正を踏まえて開示を再検討しなければなりません。

次のステップ

.7 修正された開示要求は、2016年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間よりすべての企業に適用されます。12月決算の企業については、2017年第1四半期からの適用となります。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.